

豊中市役所本庁舎コンビニエンスストア運営事業に係る
公募型プロポーザル実施要項

この要項は、豊中市（以下「市」という。）が、豊中市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）にコンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）を設置するにあたり、運営事業候補者を決定する方法として公募型プロポーザル方式を採用するため、その内容について必要な事項を定めるものです。

1. 目的

市の行政財産を有効活用し、市民の利便性の向上や職員の福利厚生の実現を図るため、市本庁舎内にコンビニを設置します。

2. 事業の内容

(1) 事業名 豊中市役所本庁舎コンビニエンスストア運営事業

(2) 業務内容

ア 豊中市役所第一庁舎地下1階の一部において、コンビニの運営に必要な設備、内装の工事を完了し、当該コンビニの運営及び維持管理を行うとともに、飲食料の自動販売機を設置し、その運営及び維持管理を行う（必須）。

イ 豊中市役所第二庁舎1階の一部において、飲食料の自動販売機を設置し、その運営及び維持管理を行う（提案は任意）。

3. コンビニエンスストアの概要

(1) 所在地

豊中市中桜塚3丁目1番1号

(2) 設置場所

豊中市役所第一庁舎 地下1階の一部（別添平面図1のとおり）

豊中市役所第二庁舎 1階の一部（別添平面図2のとおり）

(3) 面積

別添平面図1のA～F区画と別添平面図2のG区画の範囲

場所	区画	現行（旧室名）	面積
第一庁舎	A	旧食堂厨房	53.3 m ²
	B	倉庫	6.1 m ²
	C	書庫	11.6 m ²
	D	屋外出入口前室	3.8 m ²
	E	旧調理準備室	6.3 m ²

	F	自動販売機スペース（旧売店） （自動販売機設置のみの場合はその面積）	18.7 m ²
第二庁舎	G	フリースペース	1.5 m ²

※使用区画の範囲は事業者提案によりますが、A～C までの区画（コンビニエンスストアの運営）と、F 区画（自動販売機の設置・運営）の使用は必須とします。

(4) 使用の根拠

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づく行政財産使用許可とします。

(5) 使用許可の期間

運営事業者の許可申込みに基づき、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

なお、事業の公共性、重要性、収益性、運営事業者の経営状況、市の事務事業に及ぼす影響等を勘案し、適切であると市が判断した場合は、当初の公募条件を変更しないことを条件として、さらに 5 年間の使用を許可することがあります。

(6) 営業日

次のアからイに掲げる日とします。

ア 豊中市の休日を定める条例（平成 2 年 4 月 2 日条例第 11 号）に規定する市の休日以外の日

イ 市役所の臨時開庁日(毎月第 2 土曜ほか)

ウ その他、市と協議のうえ決定した日

(7) 営業時間

原則として午前 8 時 00 分から午後 6 時 00 分まで。なお、提案により延長することができます。

(8) 行政財産使用料

ア 豊中市財産条例（以下「財産条例」という。）に基づき算出した以下の額を超える額で応募者が提案する額とします。ただし、財産条例第 9 条の規定に基づき、提案額の 50%に該当する額を免除します。また、市の事務事業との関連性等をふまえ、さらに免除することについて協議します。

【財産条例に基づく算出額（令和 8 年度年額）】 ※消費税等含まない。

場所		財産条例に基づく額
第一庁舎地下	A～C	557,660 円
	A～E	635,110 円
	F	147,160 円
		1.5 m ² （自動販売機 1 台相当分）15,480 円
第二庁舎 1 階	G	15,480 円

イ 運営事業者が開店に向け工事をする期間中は、財産条例等に基づき算出した額の50%に相当する額を徴収します。

ウ 使用料は、市が発行する納付書により、市が指定する期限までに、年額を、金融機関に一括で納入していただきます。ただし、事業者からの申出に基づき、市が分割での納付を認める場合があります。

(9) 光熱水費

毎月の実費相当分を、市が発行する納付書により、市が指定する期限までに、金融機関で納付していただきます。

(10) 運営経費の負担区分

区分		市	運営事業者
従業員人件費			○
仕入費用			○
ユニフォーム等のクリーニング代			○
光熱水費（電気、水道）			○
設置備品等（什器含む営業に要するもの）			○
清掃（害虫等の駆除・防除を含む）	店舗内		○
	休憩スペース	○	
清掃、衛生用品、コピー機用紙等運営にかかる消耗品			○
ごみ処置費			○
電話料金（加入権・主装置・庁舎内配線工事含む）			○
インターネット料金			○
各種保険料			○
営業許可に係る費用			○

(11) 設備工事・修繕負担区分

コンビニ開店までに現状を変化させる工事等の費用及び運営にかかる施設修繕については、店舗建築設備工事負担区分一覧（別紙）のとおりです。

(12) 禁止事項

ア 使用許可物件をコンビニ営業以外の用途に供すること。

イ 使用許可物件の全部または一部を第三者に転貸し、又は担保に供すること。

(13) 原状回復及び返還

ア 運営事業者は、使用許可期間が満了したときは、自らの負担により使用許可物件を運営開始前の状態に回復させ、市が指定する期日までに返還しなければならないものとします。

ただし、市が原状回復の必要がないと認めた場合には、この限りではありません。

イ 運営事業者が期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市が原状回

復の処理を行い、その費用を運営事業者に請求することができます。この場合において、運営事業者は異議を申し立てることはできません。

(14) 損害賠償

運営事業者がコンビニを運営するにあたり、市又は第三者に損害を与えたときは、市の瑕疵によるものを除き、全て運営事業者の責任でその損害を賠償するものとしします。

(15) 遅延損害金

市からの請求に基づく行政財産使用料や光熱水費をその支払期限までに支払わないときは、その翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該金額につき、豊中市諸収入金の督促、延滞金及び過料に関する条例で定める割合に準じて計算した延滞金を支払わなければならない。

4. 公募日程・選定等スケジュール

スケジュール概要

項目	日程
【1】募集要項等の公表	令和7年10月17日（金）
【2】参加表明書の受付	令和7年10月17日（金）から 令和7年11月4日（火）まで
【3】質問の受付	令和7年10月17日（金）から 令和7年10月27日（月）まで
【4】現場説明会の実施	令和7年10月23日（木） 2回開催
【5】質問の回答	令和7年10月31日（金）まで
【6】参加資格審査結果通知	令和7年11月7日（金）
【7】企画提案書の提出	令和7年11月7日（金）から 令和7年11月17日（月）まで
【8】第一次審査 ※応募が5者以上の場合のみ実施	令和7年11月21日（金）審査 令和7年11月27日（木）結果通知
【9】企画提案内容の審査 プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和7年12月3日（水）
【10】選定結果通知 運営事業者決定	令和7年12月8日（月）
【11】甲区分（市）修繕工事	令和8年1月以降
【12】乙区分（コンビニ事業者）内装工事	令和8年2月以降
【13】営業開始	令和8年4月1日（水）（予定）

※スケジュールは、やむを得ない事情により変更する場合があります。なお、期間等に

記載の日は、原則、土曜日、日曜日、国民の祝日及び振替休日等を除きます。

5. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者としします。また、参加者が、事業候補者決定までの間に参加資格の要件を満たさなくなった場合は、参加を認めません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日実施）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（令和 6 年 3 月 1 日実施）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 過去 3 年間に於いて、官公庁におけるコンビニの設置、運営管理等の実績を有する法人であること。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (6) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- (7) 平成 12 年 4 月 1 日以降の民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申し立てをしなかった者又は申し立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。以下「更生手続開始の申し立て」という。）をしていない

者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更正計画の認可の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(9) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、その他の労働関連法令に違反し官公庁から摘発又は勧告等を受けていないこと。

(10) 過去 3 年間に於いて、法人税または所得税並びに市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(11) 暴力団（豊中市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 13 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（豊中市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（豊中市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずるもので、明らかに運営事業者として不適当であると認められる者でないこと。

6. 運営に関する諸条件

(1) 運営方法

コンビニの運営は原則としてコンビニ運営会社（チェーン本部）の直営とします。

ただし、コンビニ運営会社の一切の責任の基に、フランチャイズ契約に基づき、フランチャイズ加盟店に運営を任せることも可能とします。

その場合、加盟店の名称その他市が必要とする情報が記載されたフランチャイズ契約書等の書類を市との契約締結後に提出するものとします。

(2) 販売品目

ア 下表の要件を満たす限り、基本的には運営事業者の企画提案によるものとします。

イ コーヒーマシン、冷蔵庫等の電気製品、フライヤー、新たに設置する什器など、整備を行う場合には運営事業者で準備するものとし、その整備内容を企画提案書に提案してください。設置にあたっては、耐震固定、転倒防止等の安全対策の実施を設置条件とします。

ウ 市からの販売品の依頼があった場合には、店舗の運営に支障のない範囲において協力をお願いします。

項目	商品名称
販売必須品目	お弁当、おむすび、パン、惣菜、飲料、コーヒーマシン、菓子、日用品・雑貨等、一般のコンビニで扱う商品
その他必須項目	別添平面図 1 の F 区画における自動販売機の設置
その他提案項目	マルチコピー機 公共料金及び公金（市税、国民健康保険等）の収納 バーコード決裁、電子マネーの取り扱い 宅配便の取り扱い ATM 印紙、切手、はがき、レターパック等のメール便サービス 授産製品、市農産物
販売禁止品目	たばこ、酒類（ノンアルコール類を含む）、刃物（文具用を除く）、成人向け雑誌、その他市が不適当と認めるもの

(3) 営業許可等の申請

監督官庁への申請・届出、その他、コンビニ営業に関して必要な一切の手続きは、事業者の責任において行うこと。

(4) 従業員配置

コンビニ内の従業員配置については、営業が円滑かつ安全に遂行されるように留意し、適切な人員配置を行うこととします。

(5) 市庁舎管理に係る留意事項

ア 受変電設備の点検による全館停電やその他市本庁舎の設備管理上行う工事等が発生した際は、市と調整の上、対応してください。なお、その場合は、市はそれに伴う補償及び補填は行いません。また、コンテナその他設備をコンビニ店舗外に設置する必要がある場合には、別途市と協議するものとします。なお、この場合、コンビニ部分とは別に行政財産使用料を市に納付するものとします。

イ コンビニ外への看板の設置については、豊中市屋外広告物条例（平成 23 年条例第 52 号）及び豊中市屋外広告物条例施行規則（平成 24 年規則第 5 号）に定める許可基準を満たし、市本庁舎周辺の景観に配慮し市役所の機能を妨げない範囲において認めるものとします。なお、コンビニ部分とは別に行政財産使用料を市に納付するものとします。

ウ コンビニ内の衛生管理については、運営事業者が責任をもって行うものとします。

エ コンビニ内の防犯対策は、運営事業者が行うものとします。

オ 臭いを発する可能性がある機器の設置については、万全の対策を講じたうえで事前に市の承諾を得ることとします。

カ 市本庁舎の維持管理にかかる点検や修繕の際に協力することとします。

(6) 商品の搬入・廃棄物の搬出

ア 商品の搬入及び廃棄物の搬出は、第一庁舎北側地下1階通用口を使用し、市との協議の上、搬入出を行うものとします。

イ 運営事業者の負担により、コンビニで販売する商品及び包装等から発生する全ての廃棄物の回収に必要な容量のごみ箱を設置するものとします。

(7) 利用者からの要望等への対応

来庁者や職員等の利用者からの要望等については、事業者が責任をもって対応すること。また、要望等を可能な限り反映できるよう努めるとともに、必要に応じて市と協議を行うこととします。

(8) 防災・防犯上の配慮

事業者がコンビニを設置するに当たり、関係法令等に基づき必要な事項については所轄する官公庁等と協議を行うこと。

(9) 定期報告

ア 運営事業者は、使用物件に係る収支状況及び来客数を含む事業報告書を毎年度半期ごとに取りまとめ、当該半期の最終月の翌月末日までに提出するものとします。

イ クレームや事故については、発生後速やかに市に報告ください。

ウ 上記事項のほか、市から収支その他の報告を求められた場合は、運営事業者はその求めに応じることとします。

(10) 連絡体制

運営における統括責任者及び現場責任者を市に報告することとし、また、緊急時の連絡体制及び連絡先を報告することとします。

なお、変更がある場合はその都度報告することとします。

(11) 疑義の取扱い

本要項に記載のない事項について、疑義が生じた時は、その都度、市と事業者が協議の上、決定するものとします。

7. 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和7年(2025年)10月17日(金)午前9時00分から同年11月4日(火)午後5時00分まで

(2) 配布場所

市ホームページ内、トップページ>事業者の皆さんへ>プロポーザル案件>現在実施中の案件>豊中市役所本庁舎コンビニエンスストア運営事業に係る公募型プロポーザル実施について

市ホームページ上に公開し、事業者がダウンロードすることにより配布

8. 参加表明に係る提出

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第 1 号）
- イ 会社概要書（様式第 2 号）
- ウ コンビニの設置、運営実績（様式第 9 号）
- エ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（原本 1 部、発行日から 3 カ月以内のもの）
- オ 印鑑証明書（原本 1 部、発行日から 3 カ月以内のもの）
- カ 納税証明書（原本 1 部、発行日から 3 カ月以内のもの、直近 1 年分）
- キ 定款（最新のもの）
- ク 誓約書（様式第 3 号）

(2) 提出期限

令和 7 年(2025 年)10 月 17 日(金)から同年 11 月 4 日(火)

(3) 提出先

豊中市役所 総務部 行政総務課 庁舎・車両管理係（第一庁舎 3 階）
〒561-8501 豊中市中桜塚 3 丁目 1 番 1 号

(4) 提出方法

持参又は郵送

ア 持参の場合

土・日を除く午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

イ 郵送の場合（一般書留・簡易書留）

令和 7 年(2025 年)11 月 4 日（火）午後 5 時 00 分必着

9. 質疑の受付及び回答

(1) 受付期間

令和 7 年(2025 年)10 月 17 日（金）から同年 10 月 27 日(月) 午後 5 時 00 分まで

(2) 質疑方法

質疑書（様式第 4 号）に質疑事項を記入の上、電子メールで提出してください。

(3) 提出先

豊中市役所 総務部 行政総務課 庁舎・車両管理係担当
choushakanri@city.toyonaka.osaka.jp

(4) 質疑回答

令和 7 年(2025 年)10 月 31 日（金）午後 5 時 00 分までに回答

市ホームページ内、トップページ>事業者の皆さんへ>プロポーザル案件>

現在実施中の案件＞豊中市役所本庁舎コンビニエンスストア運営事業に係る公募型プロポーザル実施について

市ホームページ上に回答を掲載します。なお、質問の内容をふまえ、本実施要項の内容を変更することがあります。

10. 参加資格審査結果通知

令和7年(2025年)11月7日(金)午後5時00分までに、参加資格審査結果を電子メールにより通知します。

また、参加事業者が5者以上あった場合、第一次審査として書類審査を実施し、第二次審査の対象者として4者を選定しますので、併せて第一次審査の有無もお知らせいたします。

11. 現場見学会の実施

下記の日程で現場説明会を実施します。

- (1) 現場説明会実施日 令和7年(2025年)10月23日(木)
- (2) 実施時間 1回目：午前10時00分から実施
2回目：午後2時00分から実施
- (3) 参加申込 現場説明会参加申込書(様式第8号)を電子メールで提出してください。
- (4) 提出先
豊中市役所 総務部 行政総務課 庁舎・車両管理係担当
choushakanri@city.toyonaka.osaka.jp
- (5) 提出期限 令和7年(2025年)10月22日(水)午前中必着

12. 企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングに係る提出書類

(1) 提出書類提出部数

項目	提出部数	備考
ア 企画提案書(様式第5号、様式第5号-1、様式第5号-2、企画提案)正本、行政財産使用料提案書(様式第6号)正本	1部	
イ 企画提案書(様式第5号、様式第5号-1、様式第5号-2、企画提案)副本、行政財産使用料提案書(様式第6号)服本	10部	社名、代表者名を記載しないもの
ウ 提出書類一覧(任意様式)	1部	

(2) 提出期間

令和 7 年(2025 年)11 月 7 日（金）から同年 11 月 17 日（月）まで
土・日を除く午前 9：00 分から午後 5：00 分まで

(3) 提出先

豊中市役所 総務部 行政総務課 庁舎・車両管理係（第一庁舎 3 階）
〒561－8501 豊中市中桜塚 3 丁目－1 番－1 号

(4) 提出方法

持参又は郵送

ア 持参の場合

土・日を除く午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

イ 郵送の場合（一般書留・簡易書留）

令和 7 年(2025 年)11 月 17 日（月）午後 5 時 00 分必着

ウ 分割提出は認めません。

(5) 企画提案書に関する留意事項

ア 企画提案書 様式第 5 号及び様式第 5 号－1、様式第 5 号－2 を記載すること。

イ 豊中市役所本庁舎コンビニエンスストア運営事業者公募型プロポーザル審査評価項目（以下「審査評価項目」という。）に留意して記載すること。

ウ 企画提案書 様式第 5 号－1、様式第 5 号－2 の項目以外の企画提案は、A4 判 1 枚のみとし、両面印刷で横書き、文字サイズは、11 ポイント以上とすること。

エ 提出書類については、様式第 5 号、様式第 5 号－1、様式第 5 号－2、企画提案の順で左上 1 か所又は左側 2 か所をホッチキス止とすること。

オ 提出書類への鉛筆書き、消せるボールペンによる記載は認めません。

(6) 提出書類の取り扱い

ア 記載内容の変更等の禁止

提出された書類は、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。

イ 提出書類の返却

提出された書類はお返しできませんのでご了承ください。

ウ 費用について

応募に要する一切の費用は、申請者の負担とします。

エ 公表について

選定に係る公表を行う場合に、応募書類の内容の全部又は一部を使用する場合があります。

オ 秘密保持について

市が提供する平面図等の各種資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用する

ることを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の下承を得ることなく第三者に対して、これを使用させること、又は内容を提供することを禁じます。

(7) プレゼンテーション及びヒアリング概要

提案内容の説明を受けるため、提案書等の内容に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施します。

ア 実施予定日

令和7年(2025年)12月3日(水)

※開始時間・場所等については、令和7年(2025年)12月1日(月)までに電子メールで通知します。

イ 時間配分

各事業者プレゼンテーション25分以内、ヒアリング25分程度を行います。
なお、都合より変更する場合があります。

ウ プレゼンテーション実施に当たっての注意事項

- (ア)プレゼンテーションは対面方式とし、出席者の人数は5名までとします。
- (イ)新たな資料の提出は不可とし、提出した提案に基づき説明すること。
- (ウ)他の応募者のプレゼンテーションを傍聴することはできません。
- (エ)時間に遅れた場合又はプレゼンテーションを実施しなかった場合は、審査の対象としません。
- (オ)選定委員会は非公表とします。

(8) 失格事由

提案者に次の行為があった場合は、失格(選定対象から除外)とします。また、運営事業候補者の決定後であってもその決定を取り消す場合があります。

ア 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

イ 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなす恐れがある者、又はなした者が提案した場合

ウ 運営事業候補者決定までの間に、参加資格の要件を満たさなくなった場合

エ プロポーザルに参加する者又はしようとする者が、事業者募集開始日以降に選定委員会委員及び総務部行政総務課職員に直接・間接を問わず故意に接触を求めた場合

オ 提出された提案書等の記載内容に虚偽があると認めた場合

カ 公平な審査に影響がある行為を行ったと認めた場合

キ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

ク 所定の日時及び場所に提出書類を提出しない場合

ケ その他、市が指示した事項及び提案に関する条件に違反した場合

(9) 提案辞退

応募を辞退する場合は、速やかに「辞退届」（様式第7号）に記載し、事前に電話連絡をした上で総務部行政総務課に令和7年(2025年)12月2日（火）午後5時00分までに持参又は郵送（必着）で提出すること。

なお、辞退したことをもって、今後市が発注する委託業務等について、競争上の不利益となることはありません。

13. 選定・審査方法

(1) 選定方法

事業者の選定については、豊中市役所本庁舎コンビニエンスストア運営事業候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行います。プレゼンテーション及び質疑の内容、提出された提案書・添付書類等を審査評価項目に基づき審査し、事業者を選定します。

参加事業者が5人以上あった場合、第一次審査として書類審査を実施し、第二次審査の対象者として4者を選定します。この場合、第一次審査の選定結果通知を参加事業者に対して通知いたします。

(2) 審査方法及び留意事項

選定委員会は、審査評価項目に基づき提案事業者の企画提案書及びプレゼンテーションを採点します。

各選定委員において採点した合計点による順位付けを行い、事業候補者及び次点者を決定します。

なお、合計点が同点の場合は、豊中市役所本庁舎コンビニエンスストア運営事業者公募型プロポーザル審査評価項目の安定的・継続的な運営の実施及び使用料における提案の評価点の合計が高い事業者を事業候補者とします。

いずれの方法でも決定できない場合は、選定委員会による合議又は多数決により決定します。ただし、事業候補者及び次点者は、その評価点（全委員の採点結果の合計点）が満点の6割以上を獲得している者であることとします。

(3) 提案者が1者又はない場合の措置

提案者が1者のみの場合であっても、2者以上の場合と同様に審査を行います。

各委員の持分点の総合計の6割以上を獲得しなければ事業候補者となりません。

14. 選定結果の通知

選定の結果は、令和7年(2025年)12月8日（月）に事業候補者には選定通知、次点者には次点者通知、非選定者には非選定通知を電子メールにて通知し、後日書面による通知も行います。選定結果の問い合わせについては、一切応じません。

なお、次点者及び非選定者については、電子メールでの通知日の翌日から起算して7日以内に、選定されなかった理由の説明を市に求めることができます。様式は問いません。回答については個別に連絡します。

15. 選定結果の公表

選定後、市ホームページにおいて、選定結果を公表します。

16. 選定後の手続き

コンビニの設置・運営に係る協議

市は選定委員会で選定された事業候補者と設置・運営に係る協議を行います。

なお、事業候補者と設置・運営の協議が合意に至らなかった場合又は正当な事由なく協議を行わないときは、事業候補者としての資格を失い、次点者を事業候補者とするものとします。

17. 特記事項

(1) 出店者は、市と必要な協議をしながら営業開始に向けた準備を行うものとします。

なお、監督庁への申請及び届出、その他コンビニ営業に関して必要な一切の手続きは、出店者の責任において行うものとします。

(2) 出店のための詳細な取り決めについては、必要な場合は市と出店者の間で覚書を交わすことがあります。

18. その他

(1) 本プロポーザルに参加する者は、本募集要項等を熟読し、それらを遵守してください。また、本市の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、正常な提案の執行を妨げるような他の応募者の迷惑になることを避けるほか、常に善良なる応募者としての態度を保持することとします。

(2) 提案事業者は、運営事業候補者決定後において、本募集要項の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできません。

(3) 本プロポーザルに参加するために必要な費用は、応募者の負担とします。

(4) 提出後の追加・修正は認めませんが、審査に必要な書類の提出を求める場合があります。

(5) 書類の内容について確認または問合せを行うことがあります。

(6) 提出された書類は一切返却しません。